

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(別紙) 評価段階及び留意点等 (金融検査評価制度)</p> <p>評価段階</p> <p>1. 経営管理 (ガバナンス) 態勢－基本的要素－ (省略)</p> <p>2. 金融円滑化編 A～D (省略)</p> <p>評価における留意点等</p> <p>【基本的留意点】 (省略)</p> <p>【プラス要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以下に掲げる点が認められる場合には、評価を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。 <p>(1) 経営陣が、積極的に金融円滑化管理態勢の弱点・問題点を把握・分析することによって、金融円滑化管理態勢の向上につなげている場合</p>	<p>(別紙) 評価段階及び留意点等 (金融検査評価制度)</p> <p>評価段階</p> <p>1. 経営管理 (ガバナンス) 態勢－基本的要素－ (省略)</p> <p>2. 金融円滑化編 A～D (省略)</p> <p>評価における留意点等</p> <p>【基本的留意点】 (省略)</p> <p>【プラス要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以下に掲げる点が認められる場合には、評価を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。 <p>(1) 経営陣が、積極的に金融円滑化管理態勢の弱点・問題点を把握・分析することによって、金融円滑化管理態勢の向上につなげている場合</p>

「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について」の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2) 債務者に対するモニタリングや経営相談・経営改善指導等によって債務者との意思疎通が図られ（債務者との密度の高いコミュニケーションの確保）、債務者の正確な経営実態の把握、債務者の実態を的確に反映した経営改善計画の策定支援及び同計画の適切なフォローアップ等を行っている」と認められる場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) 債務者に対するモニタリングや経営相談・経営改善指導等によって債務者との意思疎通が図られ（債務者との密度の高いコミュニケーションの確保）、債務者の正確な経営実態の把握、債務者の実態を的確に反映した経営改善計画の策定支援及び同計画の適切なフォローアップ等を行っている」と認められる場合</p> <p><u>また、債務者の経営改善・事業再生等の支援に当たり、外部専門家、外部機関、他の金融機関等との連携について、主体的かつ積極的に取り組んでいる場合</u></p> <p>(3) <u>顧客の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資（特に中小・零細企業等向け融資）を促進するために、以下のような積極的な工夫・取組みを行っている場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>資金需要の掘り起しについて、資金需要の高まりが期待できる事業分野や地域の定期的な分析を行い、その分析結果に基づき新規融資の戦略・方針・具体的な目標等を立てるなど、積極的な工夫・取組みを行っている場合</u> ・ <u>貸付条件の変更等を行った債務者に対する新規融資について、債務者の実態を十分に把握した上で、積極的な取組みを行っている場合</u> ・ <u>コンサルティング機能の発揮について、財務面のアドバイスに止まらず、売上増加等の本業支援（販路開拓支援・海外進出支援等）を行うなど、新規融資に結びつけるための積極的な工夫・取組みを行っている場合</u>

「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について」の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(3) 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みへの支援により、債務者の経営改善が着実に図られ、債務者の返済能力の改善等につながっている事例が複数の営業店等にて認められる場合</p> <p>【マイナス要素】 (省略)</p> <p>【その他留意点】 (省略)</p> <p>3. 法令等遵守態勢 ～ 5. 統合的リスク管理態勢 (省略)</p>	<p>・ <u>A B L など不動産担保や保証に依存しない融資の推進や資本性借入金の活用について、積極的な工夫・取組みを行っている場合</u></p> <p>・ <u>新規融資の審査について、スコアリングによる定量面（P/L、B/S）の審査に偏重することなく、「目利き」能力の向上を図り、顧客の技術力や販売力等の定性面を勘案するなど、積極的な工夫・取組みを行っている場合</u></p> <p>(4) 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みへの支援や、顧客の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資への取組みにより、債務者の経営改善が着実に図られ債務者の返済能力の改善につながっている事例や、顧客の育成・成長につながっている事例等が複数の営業店等にて認められる場合</p> <p>【マイナス要素】 (省略)</p> <p>【その他留意点】 (省略)</p> <p>3. 法令等遵守態勢 ～ 5. 統合的リスク管理態勢 (省略)</p>

「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について」の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>6. 自己資本管理態勢 A～D (省略)</p> <p style="text-align: center;">評定における留意点等</p> <p>【基本的留意点】 (省略)</p> <p>【プラス要素】 (省略)</p> <p>【マイナス要素】 (省略)</p> <p>【その他留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検査後の自己資本比率が「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)等に定める比率(国際統一基準 8%、国内基準 4%)を下回る場合には、自己資本管理態勢に係る評定段階はC以下となることに留意する。 <p>7. 信用リスク管理態勢 ～ 11. オペレーショナル・リスク管理態勢 (省略)</p>	<p>6. 自己資本管理態勢 A～D (省略)</p> <p style="text-align: center;">評定における留意点等</p> <p>【基本的留意点】 (省略)</p> <p>【プラス要素】 (省略)</p> <p>【マイナス要素】 (省略)</p> <p>【その他留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検査後の自己資本比率が「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)等に定める比率を下回る場合には、自己資本管理態勢に係る評定段階はC以下となることに留意する。 <p>7. 信用リスク管理態勢 ～ 11. オペレーショナル・リスク管理態勢 (省略)</p>